

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応の更なる徹底等について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、県内に「まん延防止等重点措置」が適用され、**連日感染者が 500 人を超え、介護職員の感染や高齢者施設でのクラスターが連日発生し、県内の医療提供体制が非常にひっ迫しています。**

こうした状況を受け、**感染者が発生した場合、原則、軽症の場合については、保健所の判断、指示・指導に基づき、在宅においては自宅療養（宿泊療養）、施設においては施設内で入所継続・療養・健康観察をお願いせざるを得ない状況です。**

つきましては、**高齢者施設においては、感染者の施設内での入所継続に備え、別添厚生労働省通知（令和 4 年 1 月 24 日事務連絡）に基づき、速やかに経口抗ウイルス薬を投薬できるよう、協力医療機関等と相談の上、登録センターへの登録について、準備**いただきますようお願いいたします。（登録手続きは、下記 2 のとおり）

特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におかれては、協力医療機関等との連携を密にしてくださいようお願いします。

加えて、**感染者を施設から病院へ救急搬送した際に、病院において軽症等と判断され、入院とならずに施設に戻ってくる場合については、施設において適切に受け入れていただきますよう、**お願いします。

また、高齢者施設等で**感染が発生（特にクラスターが発生）した場合、施設等は関係する利用者、その家族・ケアマネジャー、施設等に出入りする業者等に対し、速やかに感染の状況やサービス提供の状況について周知徹底**をお願いします。

なお、**退院基準を満たした患者が高齢者施設等に再入所等される場合は、再入所等を拒まず、厚生労働省通知（令和 3 年 3 月 5 日事務連絡他）に基づき、引き続き、適切な対応**をお願いします。

記

1. 特に徹底をお願いする感染防止対策

- 少しでも発熱、咽頭痛や咳などの症状があれば、勇気をもって勤務せず、直ちにクリニックを受診する。管理者はそういった職員を勤務させず、直ちにクリニックを受診するよう周知徹底。家族に発熱等の症状があれば出勤を控える。
- ワクチン追加（3 回目）の接種は、接種機会を逃さず、接種する。
- サービス提供中は、基本的な感染予防対策（職員・入所者・利用者は、サービス提供中は、必ず、マスク着用・手洗い・手指消毒、3 密（密集・密接・密閉）回避・換気等）を徹底。
- 入所者に症状がある・感染者が発生すれば、個室管理等で隔離、個人防護具は適切に使用、職員は早期に受診する
- ワクチン接種後も、ワクチンを過信せず、気を緩めず、基本的な感染予防対策を徹底

2. 「経口抗ウイルス薬の登録センター」への登録手続き

(※詳細は、県庁薬務課ホームページを参照してください。)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/singatakorona/d00209573.html>

(1) 医師の配置がある高齢者施設（保険医療機関コードを有する施設）：

各施設で、当該コードを「ホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」
(<https://www.msconnect.jp/>)」中「保険医療機関コード」欄に入力し登録

(2) 医師の配置がある高齢者施設（保険医療機関コードを有さない施設）：

- ① 県庁薬務課ホームページを参照し、登録用仮コードを入手
- ② 各施設で、当該仮コードを「ホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」
(<https://www.msconnect.jp/>)」中「保険医療機関コード」欄に入力し登録

(3) 上記以外の高齢者施設：

各施設の協力医療機関等と相談し、協力医療機関等がラゲブリオ登録センターへ登録

3. 厚生労働省等からの通知（URL 等参照）

(1) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の高齢者施設等における活用について

(令和4年1月24日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000886827.pdf>

(2) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応について

(令和3年10月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000847572.pdf>

(3) 退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）

(令和3年3月5日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749806.pdf>

(4) 有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

(令和2年9月4日付け高齢者支援課他事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000670156.pdf>

(5) PCR検査等無料化事業 実施拠点一覧等

(和歌山県ホームページ 令和4年2月9日時点（随時更新）)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00209126.html>

- 県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL：073-441-2527（直通）
- 県薬務課及び各保健所衛生環境課
TEL：073-441-2663（直通）
（経口抗ウイルス薬登録関係）
- 県健康推進課
TEL：073-441-2657（直通）
（退院基準関係）